

議案第47号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 9 月 16 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

住民基本台帳カード交付手数料を、当分の間、無料とする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則第2項に見出しとして「（東京都葛飾区手数料条例の廃止）」を付し、付則に次の1項を加える。

(住民基本台帳カード交付手数料の特例)

3 別表6の2の項の規定にかかわらず、当分の間、住民基本台帳カード交付手数料は、無料とする。

付 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。